

監査公表第5号

令和6年11月12日監査公表第25号により公表した住民監査請求の監査結果に係る勧告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、福島県県北建設事務所長から次のとおり講じた措置の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年2月28日

福島県監査委員 満山喜一
福島県監査委員 三瓶正栄
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子
6北建第2815号
令和7年1月31日

福島県監査委員 満山喜一
福島県監査委員 三瓶正栄
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子
様

福島県県北建設事務所長

福島県職員措置請求に係る勧告に基づく措置について（通知）

令和6年11月1日付け6福監第261号で勧告のありましたこのことについて、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

勧告	講じた措置
1 県管理道路における温泉管の無許可占有の適正化を図り不当利得返還請求権を行使するため、占有者を特定するための調査を速やかに行いその結果に基づき進捗管理を行いながら着実に取組を進めるなど、適切な措置を講じること。	1 温泉管所有者への説明 令和6年11月6日、A市B町財産区管理者主催の説明会の場で、分湯槽の利用者に対し、道路占有許可制度や占有状況の実態調査について説明し、理解と協力を求めた。 2 実態調査の実施 令和6年11月8日、A市d所から提供を受けた情報をもとに、A市B町における温泉利用者91者に対して県管理道路における温泉管設置状況について文書による実態調査を実施した。 3 調査結果及び取組状況（令和7年1月31日時点） 回答総数：76者／91者（83.5%） 内訳
2 措置期限	(1) 県管理道路を占有している：18者

<p>令和7年1月31日</p>	<p>18者において20件の道路占用を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7件は、既に占用許可済のものであった。 ・ 残る13件について、現地調査・ヒアリングを実施した。結果は以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>占用許可申請済（許可済）</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>占用許可申請済（審査中）</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>占用許可申請予定</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>(2) 県管理道路を占有していない：58者</p> <p>(3) 宛先不明、電話連絡不通：15者</p> <p>宛先不明等15者について、現地及び登記簿等を確認し、温泉施設所有者の所在を特定した。</p> <p>4 無許可占有の適正化及び不当利得返還請求権行使等の状況</p> <p>令和7年1月31日までに、新たに7件の道路占用許可を行っている。</p> <p>7件のうち4件は、特別地方公共団体であるA市B町財産区管理者に対する許可であり、占用料を免除している。他3件の令和6年度占用料は計300円、過去10年分の占用料相当額は計4,384円であり、令和7年2月28日までに納入される見込みである。</p> <p>5 今後の取組</p> <p>(1) 占用許可申請については、審査中3件、申請予定3件の審査を速やかに進める。</p> <p>(2) 県管理道路を占有していないと回答のあった58者については、現地調査・ヒアリングを行い、占有の有無を確認する。</p> <p>(3) 宛先不明等15者については、所有者の所在を特定したので、文書による実態調査を再度実施し、その後現地調査・ヒアリングを行い占有の有無を確認していく。</p> <p>所有者の変更や、遠隔地に所在している等により、占有の確認に時間を要することも想定されるが、占有が特定された者から順次、申請手続を求めていく。</p> <p>令和7年6月を目途に無許可占有の解消と占用料徴収の適正化に取り組む。</p>	占用許可申請済（許可済）	7件	占用許可申請済（審査中）	3件	占用許可申請予定	3件
占用許可申請済（許可済）	7件						
占用許可申請済（審査中）	3件						
占用許可申請予定	3件						

(監査総務課)